

 県章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 7 月 28 日 号 外 （ 1 ） 月 曜 日
		毎週火・金曜 2 回発行

目次
○ 監査委員公告 監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 28 日

滋賀県監査委員	周 防 清 二
〃	奥 博
〃	村 尾 慎 哉
〃	河 瀬 隆 雄

滋賀県監査基準（令和 2 年滋賀県監査委員告示第 5 号）に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第 2 項に規定する事務の執行に関する監査（行政監査）

2 監査の対象

(1) 監査のテーマ

試験研究機関における試験研究機器の管理・活用状況等について

(2) 趣旨・目的

試験研究機関は、その設置目的に沿い、環境・衛生・産業・農林水産等の各分野で地域に密着した独自の試験研究を推進しており、本県における行政課題の解決に向けて非常に大きな役割を果たしている。

日々高度化する行政課題に応える試験研究を推進していくためには、試験研究機器（以下「機器」という。）を適切に管理・活用し、試験研究ニーズに応じて計画的に更新することが重要となる。

このため、試験研究機関における機器の管理・活用・更新状況等について検討を行い、本県の試験研究の更なる推進に資することを目的として、監査を実施した。

(3) 対象機関および対象機器

対象機関については、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、工業技術総合センター、東北部工業技術センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センターおよび水産試験場の 8 機関である。

対象機器については、各機関において令和 6 年 3 月 31 日現在所有する取得価格が100万円以上の機器（ただし、令和 6 年 9 月 30 日までに処分済または不用決定のものは除く。）のうち、滋賀県財務規則（昭和51年11月13日滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）別表第 4 に定める物品分類（以下「物品分類」という。）が「試験・研究機器類」に属するものとし、その中から対象機関ごとに表 1 注釈のとおり監査対象機器として抽出した。

また、取得価格が100万円以上の機器のうち、物品分類が「試験・研究機器類」に属するもので、不用決定を行ったが未処分の機器、令和元年度から令和 5 年度に処分を行った機器を処分状況確認機器とした。

表 1 対象機関別の対象機器、監査対象機器および処分状況確認機器

(単位：点)

部局	対象機関	対象機器	処分状況
----	------	------	------

			監査対象機器	確認機器
琵琶湖環境部	琵琶湖環境科学研究センター	171	37	37
	琵琶湖博物館	28	24	1
健康医療福祉部	衛生科学センター	103	29	26
商工観光労働部	工業技術総合センター	227	40	65
	東北部工業技術センター	110	40	22
農政水産部	農業技術振興センター	58	24	2
	畜産技術振興センター	12	10	0
	水産試験場	18	16	3
合計		727	220	156

※ 下記のとおり、対象機器を購入時期に応じて5つの区分に、また取得価格に応じて4つの区分に分け、計20の区分を作成し、各区分について各機関原則2点を抽出し、各機関最大40点を上限に監査対象機器とした。

表2

(単位:点)

取得年 取得価格	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	計
100万円以上300万円未満	12	13	10	11	38	84
300万円以上500万円未満	10	8	9	8	19	54
500万円以上1,000万円未満	9	7	8	8	15	47
1,000万円以上	9	7	4	8	7	35
合計	40	35	31	35	79	220

3 監査の着眼点

機器の管理等に係る事務について、事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織および運営の合理化に努めていることを基本に、主に次の着眼点により監査を行った。

- (1) 取得にあたり、計画的かつ経済性に考慮した調達を行っているか。
- (2) 適正に管理されているか。
 - ア 現物確認(動作確認含む。)は適切に行われているか。
 - イ 必要な点検および修繕は行われているか。
- (3) 有効に利活用されているか。
 - ア 利活用状況を把握しているか。
 - イ 利活用頻度が少ない機器について、利活用促進などの対応を検討しているか。
- (4) 利活用結果が研究成果などに反映されているか。
- (5) 適正に処分されているか。
 - ア 処分にあたり、売却などについて検討を行っているか。
 - イ 処分を保留している場合、その理由は何か。

4 監査の実施内容

監査対象機関から提出された行政重点監査調書および関係書類等に基づき、事務局職員が予備調査を実施し、予備調査の結果をもとに監査委員による実地監査を実施した。

なお、予備調査および委員監査の実施期間は、次のとおりである。

- (1) 予備調査 令和6年11月5日から令和6年11月14日まで
- (2) 委員監査 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

5 その他

駒井千代監査委員は、令和7年4月25日に任期満了により退任した。

周防清二監査委員は、令和7年4月25日に就任した。

6 監査の結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少

の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、重要な点において適性を欠く事実は認められなかったものの、一部において今後の事務の改善に向け検討を要する事項も見受けられたため、次項以下にその概要を示す（予備調査後速やかに改善等が行われ、本報告の提出時点において既に改善されている、または改善を行う旨の報告を監査対象機関より受けているものを含む。）。

(1) 取得の状況

監査対象機器の取得に当たって、計画的かつ経済性に考慮した調達を行っているかについて監査した。

ア 機器の整備方針

対象機関全てにおいて、大型備品マネジメント計画等に基づいた機器更新に係る年次別の計画を有していることが確認できたが、明文化した機器の整備方針を作成している機関は衛生科学センター、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターの3機関であった。

イ 取得時の経済性等の検討状況

監査対象機器のうち令和元年度から令和5年度に取得した40点に係る取得時の経済性等の検討状況は、表3のとおりである。

取得時に、購入と購入以外の取得方法（賃借、外部委託等）を比較検討しているか監査を行ったところ、40点中39点について、購入以外の取得手段が検討されていなかった。このうち、5年以上にわたって、長期的かつ定期的に使用することが明らかであったことを理由とするものが28点であった。

表3 令和元年度から令和5年度に取得した監査対象機器に係る取得の状況 (単位：点)

区分			計
比較検討	購入以外の取得方法を検討した		1
	購入以外の取得方法を検討しなかった		39
合計			40
購入手続	機能のみを指定し機種を特定せずに購入	入札	30
		その他	2
	特定の機種を指定し購入	入札	5
		その他	3
合計			40

(2) 管理の状況

監査対象機器の管理が適正に行われているか監査を行った。

ア 現物確認および動作確認の有無

監査対象機器220点全てにおいて、年1回以上現物確認がされていることを確認した。そのうち、動作確認をあわせて年1回以上行っている機器は153点であった。

イ 稼働状況

監査対象機器の稼働状況は、表4のとおりである。

表4 監査対象機器の稼働状況 (単位：点)

区分		計
正常		166
使用可能だが修繕が必要		19
使用不可		35
合計		220

ウ 維持管理費用

監査対象機器の維持管理費用は、表5のとおりである。

表5 監査対象機器に係る維持管理費用の状況 (単位：千円)

	機関名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計
保守 点 検 費	琵琶湖環境科学研究センター	999	1,122	2,970	1,385	996	7,472
	琵琶湖博物館	0	0	523	737	1,615	2,875
	衛生科学センター	3,108	3,681	5,116	5,375	7,523	24,803
	工業技術総合センター	913	1,080	2,539	1,684	541	6,757
	東北部工業技術センター	314	598	1,027	1,486	2,117	5,542

用	農業技術振興センター	133	135	137	137	146	688
	畜産技術振興センター	0	0	0	0	0	0
	水産試験場	0	0	0	0	0	0
小計		5,467	6,616	12,312	10,804	12,938	48,137
修繕費用	琵琶湖環境科学研究センター	1,565	1,985	1,935	1,061	1,426	7,972
	琵琶湖博物館	0	0	0	1,840	29	1,869
	衛生科学センター	1,386	791	629	230	920	3,956
	工業技術総合センター	3,053	4,243	2,215	1,313	2,288	13,112
	東北部工業技術センター	917	228	176	3,270	544	5,135
	農業技術振興センター	286	1,035	840	869	271	3,301
	畜産技術振興センター	305	0	0	0	0	305
	水産試験場	0	72	304	0	9	385
小計		7,512	8,354	6,099	8,583	5,487	36,035
合計		12,979	14,970	18,411	19,387	18,425	84,172

(3) 利活用の状況

監査対象機器について、有効な利活用が行われているか監査を行った。

ア 利用形態

利用形態は、表6のとおりである。「所属職員が所属の業務のために利用」が195点と最も多く、次いで「所属以外の許可された者または機関が利用（開放機器等）」が74点、「所属職員が所属以外からの依頼を受けて利用（依頼試験等）」が46点と続いた。

表6 監査対象機器の利用形態（複数回答可）

（単位：点）

利用形態	計
所属職員が所属の業務のために利用	195
所属職員が所属以外からの依頼を受けて利用（依頼試験等）	46
所属以外の許可された者または機関が利用（開放機器等）	74
所属以外へ貸出して利用	1
その他※	3
合計	319

※ 展示品としての利用、共同研究による利用など。

イ 他機関との機器の相互利用事例

全ての機関において、監査対象機器に係る他機関との相互利用事例が認められた。表7に主なものを例示する。

表7 他機関との試験研究機器の相互利用事例

機関名	他機関との機器の相互利用事例
琵琶湖環境科学研究センター	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析装置を、南部流域下水道事務所が利用
琵琶湖博物館	DNAシーケンサーを、滋賀県立大学等の共同研究者が利用
衛生科学センター	イオンクロマトグラフを、大津市が協定に基づき利用し、ガスクロマトグラフ質量分析計を、大津市より借り受け衛生科学センターが利用
工業技術総合センター	低荷重物性試験機を、東北部工業技術センターが利用
東北部工業技術センター	兵庫県の砂型3Dプリンタを、東北部工業技術センターが利用
農業技術振興センター	全窒素・全炭素測定装置を、滋賀県立大学が土壌C/N比の調査に利用
畜産技術振興センター	滋賀県立大学の赤外線サーモグラフィカメラを、畜産技術振興センターが利用
水産試験場	クリオスタットマイクロトームを、水産大学校が利用

ウ 事故の際の対応の設定状況

事故（故障、動作不良等）の際の対応の設定状況は、表8のとおりである。

「事故の際の対応を定めたものはない」が126点と最も多く、これは所属職員以外の利用が想定されていないことから、事故の際の対応（責任分担等）は定めていないとする理由であった。

次いで「利用者の過失による事故の際の対応を定めたものがある」が94点であったが、主に工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターの開放機器であり、機器の利用者が申請時に記載する「設備使用申請書」において、使用者の責に起因して発生した損害を負担する旨の使用条件を付すことで責任分担を明確化したものである。

表8 事故の際の対応の設定状況

(単位:点)

利用状況の把握方法	計
利用者の過失による事故の際の対応を定めたものがある	94
機器の不具合による事故の際の対応を定めたものがある	0
事故の際の対応を定めたものはない	126
その他	0
合計	220

エ 利用簿等機器の利用状況把握

利用状況の把握方法については、表9のとおりである。

「利用簿等があり把握している」が58点、「利用簿等はないが利用実績は把握できる」が78点と、利用実績が把握できているものは合計136点(61.8%)であった。

その一方で、「利用簿等がなく、大まかな利用状況しか把握できない」として、利用実績が客観的に把握できていないものが68点(30.9%)であった。

表9 利用状況の把握方法

(単位:点)

利用状況の把握方法	計
利用簿等(利用状況を記録したもの)があり、把握している	58
利用簿等はないが、利用実績は把握できる(研究記録等、利用状況を確認できる書類等がある)	78
利用簿等がなく、大まかな利用状況しか把握できない	68
その他※	16
合計	220

※ 常時稼働しているもの、使用していないものなど。

オ 想定使用回数に対する実際の使用回数(使用率)

機器の使用率は、表10のとおりである。「50%未満」が35点と最も多く、次いで「100%以上125%未満」が32点、「125%以上」が23点、「75%以上100%未満」が18点、「50%以上75%未満」が5点であった。「算定不能」は107点であった。

「算定不能」の理由は、「取得時の想定使用回数を把握できる資料が存在しないため」が80点と最も多く、次いで「両資料とも存在しないため」が17点、「令和5年度に購入した機器のため」が10点であった。

「取得時の想定使用回数を把握できる資料が存在しないため」とした80点のうち、工業技術総合センター16点と東北部工業技術センター27点の合計43点は、両機関が開放型の公設試験研究機関であることから、企業ニーズがあり使用されることが前提のため、特に想定使用回数を設定していないとの結果であった。この43点を除く37点については、取得時の資料が文書保存年限を超過しているため存在しない等との理由によるものであった。

表10 機器の使用率※および算定不能の理由

(単位:点)

区分		計
算 定 可 能	当初の想定使用回数に対して125%以上	23
	当初の想定使用回数に対して100%以上125%未満	32
	当初の想定使用回数に対して75%以上100%未満	18
	当初の想定使用回数に対して50%以上75%未満	5
	当初の想定使用回数に対して50%未満	35
小計		113
算 定 不 能	取得時の想定使用回数を把握できる資料が存在しないため	80
	使用実績が把握できる資料が存在しないため	0
	両資料とも存在しないため	17
	令和5年度に購入した機器のため	10

小計	107
合計	220

※ 使用率(%)：令和元年度～令和5年度の年平均使用回数(購入年度は含まない。)/購入時の想定使用回数(年)×100

カ 利活用頻度が少ない理由

使用率が50%未満の監査対象機器について、利活用頻度が少ない理由は、表11のとおりである。「研究終了」が10点と最も多く、次いで「故障」が6点、「ニーズの変化」が5点と続いた。

表11 使用率が50%未満の監査対象機器について、利活用頻度が少ない理由 (単位：点)

利活用頻度が少ない理由	計
老朽化・陳腐化	4
研究終了	10
ニーズの変化	5
新型機器の導入	4
故障	6
マニュアル・引継ぎの不備	0
操作に習熟した職員の不足	2
その他※	4
合計	35

※ 展示品としての利用、部品取りのための利用など。

キ 利活用頻度が少ない機器の今後の利活用方針

利活用頻度が少ない機器の今後の利活用方針は、表12のとおりである。「使用可能な間は継続して使用」が16点と最も多く、次いで「廃棄処分」が8点、「その他」が6点と続いた。

表12 使用率が50%未満の監査対象機器の今後の利活用方針 (単位：点)

今後の利活用方針	計
使用可能な間は継続して使用	16
自所属以外の利用	1
管理換え・売却・譲渡	3
廃棄処分	8
未定	1
その他※	6
合計	35

※ 必要時に分解して部品のみ使用など。

(4) 試験研究における成果

利活用結果が研究成果などに反映されているか監査を行った。

機器購入による試験研究における成果は、表13のとおりである。「十分に成果があった」が196点で最も多く、次いで「ある程度成果があった」が14点、「把握不可能」が7点、「ほとんど成果がなかった」が2点、「あまり成果がなかった」が1点であった。「把握不可能」なものは、購入して間がなく、成果を評価できる段階にないためなどの理由であった。

表13 機器購入による試験研究における成果 (単位：点)

評価	計
十分に成果があった	196
ある程度成果があった	14
あまり成果がなかった	1
ほとんど成果がなかった	2
把握不可能	7
合計	220

表14 成果があった機器の例

機関名	機器名
	・移動観測用ADCP(多層式超音波流行流速計)

琵琶湖環境科学研究センター	琵琶湖南湖の流れの分布を測定するため取得。従来、南湖の流れの測定は、漂流板と湖底に固定した流速計で行っていたが、当該機種を用いた研究により、南湖の流れの水平分布が初めて明らかとなり、県政課題である南湖の水草繁茂対策に向けた施策の方向性を提言することにつながった。
琵琶湖博物館	・底質判別・藻場探査ソナー 琵琶湖南湖の沈水植物の繁茂状況をモニタリングするため取得。南湖の沈水植物の毎月の状況を把握し、そのデータを水草対策会議、「滋賀の環境」、学会等において報告。県政課題である南湖の水草繁茂対策に対して、毎月の状況を報告し、繁茂条件の予測を行うための研究材料となっている。
衛生科学センター	・ゲルマニウム半導体核種分析装置 滋賀県地域防災計画による平常時環境放射線モニタリングや原子力防災室が実施する防災訓練に寄与している。
工業技術総合センター	・表面特性測定機 県内企業の技術支援のため取得。重点研究「水素関連部材への応用に向けた次世代カーボン技術の開発」において、コーティング表面の機械特性を評価することができた。摩擦摩耗特性を評価したい企業の研究開発に寄与している。
東北部工業技術センター	・積層フィルム評価装置 太陽電池の層ごとの劣化評価のため取得。ペロブスカイト型太陽電池の開発の初期技術に寄与し、滋賀県立大学で引き続き研究を継続するための初期評価に貢献した。
農業技術振興センター	・人工気象器 県内の生産者に配布するためのウイルスフリー苗の増殖のため取得。ウイルスフリー化した優良な苗を必要量増殖し、県内農業者に配布することができた。県独自のイチゴ品種「みおしずく」の産地化・ブランド化に寄与している。
畜産技術振興センター	・三次元マニピレーター装置 受精卵の分割や核移植によるクローン牛の作出や受精卵の性判別が可能になるため取得。牛の受精卵移植技術の発展および畜産技術の進歩に寄与したと共に、クローン技術や性判別技術により求める性別の子牛生産が可能になった。
水産試験場	・紫外線殺菌装置 魚病の感染実験において、細菌やウイルスを天然水域に排出することを防ぐため取得。病原細菌を含む飼育排水を殺菌する機能により、抗菌剤の治験やワクチン開発、商品化に寄与した。

表15 成果がなかった機器の例

機関名	機器名
琵琶湖博物館	・高速液体クロマトグラフ バクテリアを中心とした琵琶湖の物質循環を解明するため取得。事前に既存研究を確認した上で購入したが、予想される濃度よりも琵琶湖の湖水での濃度が低かったため同機種では十分な分析ができなかった。
水産試験場	・CO ₂ インキュベーター イケチョウガイにおける細胞培養技術を確立し、人工的な真珠生産技術を開発するため取得。国の指導を受けながら技術開発を行ったが、実現できなかった。真珠を生産するイケチョウガイが斃死して養殖が困難ななかで新たな技術による展開を試みたが、実現には至らなかった。

(5) 処分の状況

処分状況確認機器について、適正に処分されているか監査を行った。

ア 処分方針

機器の処分については、対象機関全てにおいて県の財務規則に則り、機器の処分が行われていた。加えて、琵琶湖環境科学研究センター、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターの3機関においては、独自に機器の処分方針を定めていた。

イ 処分の状況

令和元年度から令和5年度に処分を行った機器に係る状況は、表16のとおりである。「老朽化のため売却できず廃棄」が83点で最も多く、次いで「売却」および「故障のため売却できず廃棄」が24点で同数であった。

表16 処分の状況

(単位:点)

処分の状況	計
売却	24
故障のため売却できず廃棄	24
老朽化のため売却できず廃棄	83
譲与・交換・譲渡	2
合計	133

ウ 不用決定後の未処分の機器

不用決定後処分ができていない機器の状況については、表17のとおりである。「予算上の制約により処分できていない」が12点で最も多く、次いで「処分予定あり」が11点であった。

表17 不用決定後の未処分状況

(単位:点)

未処分の状況	計
予算上の制約により処分できていない	12
対応可能な業者がいなかったため処分できていない	0
施設と機器が一体のため処分できていない	0
処分予定あり	11
その他	0
合計	23

7 意見

前述した監査の結果に対して、以下のとおり意見を述べる。

監査の結果、対象8機関における機器の管理・活用状況等については、重要な点において適正を欠く事実は認められなかったものの、一部改善すべき事項が見受けられたことから、今後の事務の改善に資するため、次に掲げる事項について検討し取り組まれない。

(1) 総括事項

機器の取得に当たっては、最少の経費で最大の効果を得るという観点から、今後は購入以外の手法も含めて費用対効果を十分に検討するよう求める。

行政課題等に応える試験研究を推進するためには、機器を適切に管理・活用することが求められる。多くの機器において、機器導入による試験研究の成果が認められたものの、今後も引き続き、機器の選定にはその用途や効果を十分に検討するとともに、機器を有効に活用し、十分な成果につながるよう努められたい。

(2) 個別事項

ア 取得について

(ア) 整備方針について

機器は、一般的に本体が高額であり、保守点検費用や修繕費用も高額になることが多く、その取得・更新・処分については、計画的な執行が求められるところ、対象機関全てにおいて、機器更新に係る年次別の計画に基づき、機器の取得・更新を行っていることが確認できた。加えて、衛生科学センター、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターにおいては、機器整備に係る目的や考え方等を明文化した整備方針を作成されていた。

機器整備については、中長期的な視点が必要と考えられることから、機器ごとの年次別計画だけではなく、組織としての考え方等を有していることが望ましい。

については、上記以外の5機関においては、整備方針の作成について検討されたい。

(イ) 取得の状況について

監査対象機器の取得について、財務規則に則った取得がされていることが確認されたものの、取得時に購入と賃借や外部委託等との比較検討を実施した上で取得を決定した事例はほとんど見受けられなかった。

通常、備品の取得については必要性・有効性はもとより経済性についても十分精査することが求められ、更新については限られた財源のもと費用対効果等にも考慮しつつ、計画的な更新となることが求められる。

比較検討を行わなかった理由の多くは、長期間使用することが見込まれるというものであったが、機器は保守修繕費用が高額になることも多く、より必要性・経済性・計画性が求められることを踏まえて、今後は、

機器の更新および新規整備の際に、購入以外にも賃借、外部委託等を検討されたい。

【対象 8 機関】

イ 管理について

監査対象機器の稼働状況について、機器の老朽化等によって、修繕が必要な状態で使用している例や使用せずに保管をしている例が54点（24.5%）あることが確認された。

予算上の制約等やむを得ない理由があることは認められたが、このような機器については、今後の必要性、修繕の費用対効果等を勘案し、修繕または処分を行うとともに、新しい課題への対応の必要性が生じているような場合には、新規整備を行っていくことが望ましい。

ウ 利活用について

監査対象機器の利用実績の把握について、「利用簿等があり把握している」が58点、「利用簿等はないが利用実績は把握できる」が78点と、利用実績が把握できているものは合計136点（61.8%）であった。

その一方で、「利用簿等がなく、大まかな利用状況しか把握できない」として、利用実績が客観的に把握できていないものが68点（30.9%）であった。

平成29年3月に実施された包括外部監査においても、研究用備品の利用状況の把握について「一定金額以上のものに関しては、利用回数を把握すること」が求められているが、農業技術振興センターにおいては改善策を講じていたものの、全体としては監査対象機器のうち約3割について利用状況を把握できていない結果となった。

利用実績の把握がされていない機関については、それぞれの状況を踏まえて、利用実績を客観的に把握できる仕組みを整備されたい。

【琵琶湖環境科学研究センター・琵琶湖博物館・衛生科学センター・工業技術総合センター・東北部工業技術センター・畜産技術振興センター・水産試験場】

また、「取得時の想定使用回数を把握できる資料が存在しないため」とされた機器は80点であったが、このうち37点は取得時の資料が文書保存年限を超過しているため存在していないことが理由であった。

今後は、取得時に設定した想定使用回数に係る資料について、当該機器を廃棄するまで、その保存を行っていくよう対応されたい。

エ 成果について

多くの監査対象機器において、試験研究における成果が認められたが、十分な成果が認められなかった機器も確認された。今後も引き続き、機器の選定には必要性・有効性を十分に精査するとともに、成果を得られなかった機器については、理由を精査し、今後の機器選定に生かしていくことが望ましい。

なお、研究成果については、本庁担当課等と意見交換をされ、県政課題の解決に向け有効活用をされるとともに、関係事業者を含め県民に対して積極的に発信されるよう努められたい。

オ 処分について

不用決定後に処分予定のない機器が12点確認された。使用していない機器を保有することは、保管場所の確保や棚卸しなど管理の手間が生じることから、予算上の制約があるとはいえ、漫然と長期間未使用の機器を保有することにならないようできる限り早期に処分することが望ましい。また、この点は不用決定の有無にかかわらず、長期間使用していない機器についても同様である。

琵琶湖環境科学研究センター、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターにおいては、財務規則に加え所属独自の方針を作成し、未使用機器の整理がされていた。

については、上記以外の5機関においては、不用決定の基準等を定めた処分方針の作成を検討されたい。

参考 関係例規（抜粋）

○滋賀県財務規則（昭和51年11月13日規則第56号）

（物品の分類）

第152条 物品は、次の各号に掲げるとおり分類するものとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 その性質または形状を変えることなく長期間継続して使用および保存をすることができる物品で、別に定めるものをいう。
- (2) 消耗品 その性質および形状が通常の方法による1回限りまたは短期間の使用により消費されるもの、使用により消耗または損傷をしやすい比較的長期間の保存に耐えないもので別に定めるものおよび郵便切手の類をいう。
- (3)～(5) 省略

2 前項各号に掲げる物品の分類は、別表第4に定めるところによる。この場合において、当該分類表に定めのない

物品および明らかでない物品については、その性質または用途により類似する物品に分類し、動物にあつては別に定める区分により細分類しなければならない。

(重要物品)

第156条 備品のうち、購入価格または評価額が100万円以上のもの（借入品および不用物品を除く。）を重要物品とする。

(物品の取得)

第158条 物品出納命令者は、物品を取得しようとするときは、その所管に係る予算および事務または事業を勘案した需給計画に基づき、本節に定める関係書類を作成して会計管理者、出納員または物品出納員に受入れまたは払出しを命じなければならない。

2 前項の命令を受けた会計管理者、出納員または物品出納員は、第154条第2項各号に定める事項について内容を審査して受入れまたは払出しを決定し、当該関係書類を物品出納命令者に送付しなければならない。

(重要物品の管理)

第165条の2 物品出納命令者は、第156条に規定する重要物品については、重要物品管理簿（別記様式第108号の2）を作成しなければならない。

(処分の原則)

第171条 県の所有に属する物品は、常に善良な管理のもとに効率的に運用するものとし、売払いを目的とした生産品を除くほか、修理、管理換え等による使用または飼育を図った後、県における一切の用途を廃止した物品に限り、不用の決定をして、売却、譲渡、譲与、交換および廃棄をすることができる。

(不用の決定)

第172条 物品出納命令者は、使用の見込みのない物品または使用に耐えない物品について不用の決定をするときは、会計管理者、出納員または物品出納員に通知するものとする。

(物品の売却等)

第173条 物品出納命令者は、不用物品については、第162条により再使用する場合を除き、適正な価格で売却しなければならない。ただし、買受人がないとき、または売り払うことが不利もしくは不相当と認めるときは、廃棄することができる。

2 前項の規定により売却または廃棄をする物品出納命令者は、処分方法および処分の相手方を定め、物品処分調書により、会計管理者、出納員または物品出納員に払出しを命ずるものとする。この場合において、売却をするときは歳入徴収者に、有償による廃棄をするときは支出負担行為担当者にその措置を請求しなければならない。

3 物品出納命令者は、売却物品を契約の相手方に引き渡すときは、当該相手方たる買受人から受領書を徴さなければならない。ただし、当該売却について契約書を作成するとき、または買受人が代金納付と同時に物品を引き取るときは、この限りでない。

(事故の報告)

第277条 法第243条の2の8第1項前段に規定する職員は、その保管に係る現金、有価証券、物品もしくは占有動産またはその使用に係る物品を亡失し、または損傷したときは、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した報告書に、所属長の意見を添え、知事および会計管理者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員の職名および氏名
- (2) 亡失または損傷の日時および場所
- (3) 事実発見の動機および事後の措置
- (4) 原因となつた事実の詳細
- (5) 日常の保管または管理状況
- (6) 損傷の程度および損傷の額
- (7) 物品の場合は、品名、数量、取得年月日および取得価格（不明のときは評価額）
- (8) その他参考となる事項

2 前条各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に掲げる職員が、法令の規定に違反し、または怠つたことにより、県に損害を与えたときは、所属長は、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該職員の職名および氏名
- (2) 損害を与えることとなつた行為の発生日時および場所
- (3) 事実発見の動機および事後の措置
- (4) 損害を与えることとなつた行為およびその内容

- (5) 損害の額および算定基礎資料
- (6) 日常における前条各号に掲げる行為の処理方法

別表第 4（第152条関係）

物品分類表

大分類 1 備品	
中分類	小分類
1 庁用 2 事業用	ア 机・台類
	イ 椅子類
	ウ 棚・箱類
	エ 室内装飾用具類
	オ 事務用機器類
	カ 印章類
	キ 被服・寝具類
	ク 冷暖房器具類
	ケ 電気情報通信機器類
	コ 計測表示機器類
	サ 試験・研究機器類
	シ 医療機器類
	ス 写真・光学機器類
	セ 農林水産機器類
	ソ 土木・建築機械類
	タ 印刷機械類
	チ 厨房機器類
	ツ その他の機器類
	テ 警察・消防器具類
	ト 車両類
	ナ 船舶・用品類
	ニ 図書類
	ヌ 標本・美術品類
	ネ 厚生・体育用品類
	ノ 楽器類
	ハ その他の工具・器具類

大分類 1 中分類 3～大分類 5 省略

様式第108号の2（第165条の2、第166条、第168条、第169条、第189条関係）

重要物品管理簿

所 属 コ ー ド 所 属 名				物品番号 履歴番号			
中分類名		品目コード		小分類名			
品 名 品名補記（作品名）							
形 状 ・ 規 格 自動車登録番号 作 者 名 発 行 所 名							
取 得 金 額						取得区分	
取 得 年 月 日		年 月 日					
相 手 先 名							
使 用 ・ 保 管 場 所		1		2		3	
管 理 責 任 者 氏 名		印		管 理 責 任 者 氏 名		印	
物 品 の 修 理 状 況	年 月 日	金 額		業 者 名		修 理 状 況	

注 裏面に重要物品の写真を貼付すること。